

平成24年就業構造基本調査の実施計画の概要（案）

1 調査の目的

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき，就業構造基本調査（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し，国民の就業及び不就業の実態を明らかにし，全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成22年国勢調査調査区のうち，総務大臣が指定する約32,000調査区とする。

(2) 調査の対象

指定された調査区のうち総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位に居住する約510,000世帯に常住する15歳以上の世帯員とする。

3 調査事項

(1) 15歳以上の世帯員に関する事項

調査は，就業構造基本調査調査票（別添）により，以下の事項を調査する。

ア 全員について

(ア) 基本事項について

氏名，男女の別，配偶者の有無，世帯主との続き柄，出生の年月，就学の状況・卒業時期，学校区分，居住開始時期，転居の理由，転居前の居住地，収入の種類，ふだんの就業・不就業状態

(イ) 訓練・自己啓発について

職業訓練・自己啓発の有無及び職業訓練・自己啓発の種類

(ウ) 育児・介護の状況について

育児の有無，育児休業取得の有無，介護の有無及び介護休業取得の有無

(エ) 東日本大震災の影響について

東日本大震災による仕事への影響の有無，避難の有無，現在の避難の状況及び震災時の居住地

イ 有業者について

(ア) 主な仕事について

勤めか自営かの別・勤め先における呼称，起業の有無，雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間，雇用契約の更新の有無，勤め先の経営組織，勤め先の名称，勤め先の事業の内容，仕事の内容，企業全体の従業者数，年間就業日数，就業の規則性，週間就業時間，年間収入，就業開始の時期，転職又は追加就業等の希望の有無，転職希望の理由，希望

する仕事の形態，求職活動の有無，就業時間延長等の希望の有無，1 年前の就業・不就業状態及び前職の有無

(イ) 主な仕事以外の仕事について

おもな仕事以外の仕事の有無・勤めか自営かの別及び勤め先の事業の内容

(ウ) 前職について

離職の時期，就業継続年月，離職の理由，勤めか自営かの別・勤め先における呼称，勤め先の事業の内容，仕事の内容，現職又は前職と初職との関係，初職の就業開始の時期及び初職の勤めか自営かの別・勤め先における呼称

ウ 無業者について

(ア) 就業の希望等について

就業希望の有無，就業希望の理由，希望する仕事の種類，希望する仕事の形態，求職活動の有無，非求職の理由，求職期間，就業希望時期，就業非希望の理由，1 年前の就業・不就業状態及び就業経験の有無

(イ) 前職について

離職の時期，就業継続年月，離職の理由，勤めか自営かの別・勤め先における呼称，勤め先の事業の内容，仕事の内容，現職又は前職と初職との関係，初職の就業開始の時期及び初職の勤めか自営かの別・勤め先における呼称

(2) 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員，世帯全体の年間収入及び15歳以上世帯人員

4 調査の期日

調査は，平成24年の10月 1 日現在によって行う。

5 調査の方法

- (1) 調査は，調査員が調査世帯ごとに調査票を配布し，及び収集し，並びに質問することにより行う。
- (2) 申告は，調査世帯の15歳以上の世帯員又は世帯主が調査票に記入する方法及び調査員等の質問に答える方法により行う。
- (3) ただし，総務大臣が指定する調査区の調査世帯については，政府共同利用システムを利用して報告することができる。

6 集計事項

次の事項について，全国，都道府県，県庁所在都市，人口30万以上の市及び都道府県内ブロック別に集計する。

ただし，県庁所在都市，人口30万以上の市及び都道府県内ブロックについては，就業・不就業の状態及びこれに附帯する主要な事項のみ集計する。

（15歳以上の者について）

- (1) ふだんの就業状態に関する総括的な事項
- (2) 常住地移動及び就業状態の異動に関する事項
- (3) 職業訓練・自己啓発に関する事項
- (4) 育児・介護に関する事項

（有業者について）

- (5) 年間就業日数又は週間就業時間に関する事項
- (6) 産業及び企業の従業者規模に関する事項
- (7) 職業，従業上の地位及び年間収入に関する事項
- (8) 転職及び追加就業希望に関する事項
- (9) 副業の有無及び就業状態に関する事項
- (10) 現職の継続期間及び1年前の就業・不就業状態に関する事項
- (11) 前職の産業，職業，継続期間及び離職の時期等に関する事項
- (12) 初職に関する事項

（無業者について）

- (13) 就業希望の有無，就業希望の理由，希望する仕事の種類及び希望する仕事の形態に関する事項
- (14) 求職活動の有無及び就業希望時期等に関する事項
- (15) 非求職の理由及び就業非希望の理由に関する事項
- (16) 1年前の就業・不就業状態に関する事項
- (17) 前職の従業上の地位，企業の従業者規模，産業及び職業に関する事項
- (18) 前職の継続期間，離職の時期及び離職の理由等に関する事項
- (19) 初職に関する事項

（世帯主について）

- (20) 世帯主の就業・不就業及び世帯員に関する事項
- (21) 世帯の類型，家族構成及び世帯の年間収入に関する事項

（東日本大震災の影響について）

- (22) 震災後の就業状況に関する事項
- (23) 震災による居住地移動に関する事項
- (24) 震災による就業異動に関する事項

（その他）

- (25) その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

7 結果の公表の方法及び期日

調査の結果は，平成25年7月末日までに，インターネットへの掲載等により公表し，おって報告書を刊行する。